

## 監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人熊本大学の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第3期事業年度の業務について監査を実施いたしました。その結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続きに従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ）から事業の報告を聴取し、重要な書類を閲覧し、業務及び財産の状況を監査しました。また、法人の関係者及び会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。


### 2. 監査の結果

- (1) 役員の職務執行に関し、事業に重大な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為は認められません。
- (2) 会計監査人みずほ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 事業報告書は、国立大学法人熊本大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 財務諸表及び決算報告書は、必要な事項を正しく示しているものと認めます。

平成19年6月14日

国立大学法人熊本大学

監事

高橋誠 

監事

石見敏行 